

平成21年度から適用される市・県民税に係る税制改正

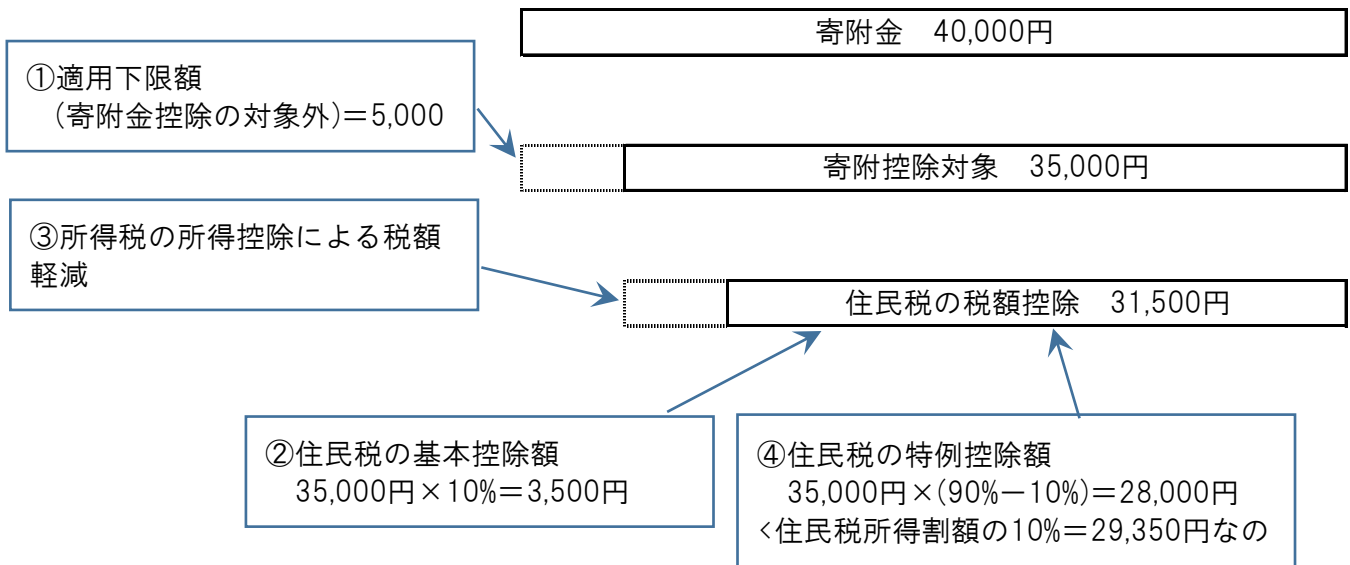
寄附金税制の拡充

地方公共団体に対する寄附金控除の拡充「ふるさと納税」

「ふるさと納税」とは、ふるさとに対し貢献または応援したいという納税者の思いを実現する観点から、地方公共団体に対する寄附金税制が見直され、寄附金のうち5,000円を超える部分について、一定の限度額まで所得税と合わせて全額控除されます。

控除対象者	個人住民税の納税義務のある方
控除対象となる地方公共団体の範囲	出生地や過去の居住地に限らず、すべての都道府県又は市区町村を寄附先として選択できます。
控除方式	税額控除方式
適用時期	平成20年1月1日以後の寄附から対象となります (平成21年度分の個人住民税から適用)
手続き	原則として、領収書を添付して確定申告をしていただく必要があります (所得税を納められる方については、所得税から一定額の控除が受けられます)
寄附金控除の対象額	次のアとイのいずれか少ない金額－5,000円＝寄附金控除対象額 ア. 寄附金の合計額（地方公共団体以外への寄附金も含めます） イ. 総所得金額等の30%
税額控除額の計算	次のアとイの合計額を住民税所得割額から税額控除します ア. 基本控除額：[寄附金控除対象額]×10% イ. 特例控除額：[寄附金控除対象額]×{90%－(0～40%)} ※ 0～40%までは寄附者に適用される所得税の限界税率です ※ イの額については、個人住民税所得割額の10%を限度とします

<例> 給与収入700万円、社会保険料86万円、配偶者控除あり、一般扶養2人
所得税の限界税率=10%、住民税所得割額=293,500円



地方公共団体に対する寄附金控除の拡充「ふるさと納税」

住所地の都道府県共同募金会に対する寄附金や日本赤十字社支部に対する寄附金について、所得控除方式から税額控除方式へ、控除対象限度額は総所得金額等の25%から30%へ、控除対象額は10万円を超える部分の金額から5,000円を超える部分の金額へ拡充されました。

※ 適用時期平成20年1月1日以後の寄附から対象となります（平成21年度分の個人住民税から適用）

金融証券税制の変更

上場株式等の配当・譲渡益の軽減税率の廃止

上場株式等の配当・譲渡益に係る軽減税率(住民税3%・所得税7%)が平成20年12月末をもって廃止されます。平成21年以後は本則税率（住民税5%・所得税15%）に戻りますが、配当は100万円以下の部分、譲渡益は500万円以下の部分について、それぞれ平成21年・平成22年の2年間は軽減税率（住民税3%・所得税7%）が適用されます。

※ 適用時期：住民税は平成22・23年度分、所得税は平成21・22年分に適用（特別(源泉)徴収分については、住民税・所得税とも平成21・22年分に適用）

上場株式等に係る損益通算の特例の創設

平成21年1月1日以後に支払を受けるべき上場株式等に係る配当所得について、総合課税と申告分離課税が選択できるようになり、申告分離課税を選択した場合には、配当控除は適用されませんが上場株式等に係る譲渡損失との間で損益通算を行うことが可能となります。

※ 適用時期

- ・ 申告による方法：住民税は平成22年度分から、所得税は平成21年分から適用
- ・ 特定口座を活用する方法：住民税・所得税とも平成22年1月から適用

エンジェル税制に係る譲渡所得等の課税の特例の廃止

特定中小会社が発行した株式について、その譲渡益の金額をその2分の1に相当する金額とする特例が廃止されます。

公的年金からの特別徴収制度の導入

公的年金受給者の納税の便宜や聴取運の効率化を図る観点から、個人住民税の公的年金からの特別徴収制度が導入されます。

（この制度は、個人住民税の支払方法を変更するものであり、これにより新たな負担は生じません。）

特別徴収の対象者

個人住民税の納税義務者のうち、前年中に公的年金等の支払を受けた方で、当該年度の初日において国民年金法に基づく老齢基礎年金等の支払を受けている65歳以上の方です。ただし、次の場合などにおいては、特別徴収の対象としません。

- ① 老齢等年金給付の年額が18万円未満である場合
- ② 当該年度の特別徴収税額が老齢等年金給付の年額を超える場合

特別徴収の対象税額

公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額

開始時期

特別徴収（年金からの差引）の開始は、平成21年10月支給分の年金からとなります。そのため、平成21年度の税額の半分については、平成21年6月及び8月に普通徴収（納税通知書により支払う方法）により納めていただくこととなります。また、次年度において新たに対象者となった人は、上半期は普通徴収で下半期は特別徴収の方法を実施します。

※ 年金以外の所得に係る個人住民税及び対象とならない人の個人住民税については、従来どおりの方法により納めていただくこととなります。

2年目以降の徴収方法

上半期の年金支給月（4・6・8月）ごとに、前年度の下半期の特別徴収税額の3分の1（前年度の2月分と同額）を仮徴収します。

下半期の年金支給月（10・12・翌2月）ごとに、年税額から当該年度の上半期の特別徴収額を控除した額の3分の1を本徴収します。

特別徴収を開始する年度の徴収方法

徴収方法	普通徴収(※)		特別徴収		
期別	上半期		下半期		
年金支給月	6月	8月	10月	12月	翌2月
徴収税額	年税額の4分の1	年税額の4分の1	年税額の6分の1	年税額の6分の1	年税額の6分の1

※ 普通徴収：年金から特別徴収しません。従来どおり納付書または口座振替による納税となります。

通常年度（2年目以降）の徴収方法

期別	上半期 <仮徴収>			下半期 <本徴収>		
年金支給月	4月	6月	8月	10月	12月	翌2月
徴収税額	前年の下半期分の額の3分の1	前年の下半期分の額の3分の1	前年の下半期分の額の3分の1	年税額から仮徴収した額を控除した額の3分の1	年税額から仮徴収した額を控除した額の3分の1	年税額から仮徴収した額を控除した額の3分の1

上半期（仮徴収）の4・6・8月の各月の徴収税額は、前年度下半期2月の徴収税額と同額となります。